

【別冊 1】

千葉県生涯大学校
管理運営業務仕様書

令和5年7月

千葉県

健康福祉部高齢者福祉課

目 次

第 1	基本事項	
1	趣旨	1
2	施設設置の目的	1
3	施設の概要	1
第 2	指定管理者の業務の範囲	
1	大学校における授業に関する業務	2
2	大学校における学生の管理に関する業務	5
3	利用料金の収受に関する業務	6
4	その他大学校の設置目的を達成するため知事が必要と認める業務	6
5	施設の管理に関する業務	7
6	その他の業務	8
別記	個人情報等取扱特記事項	10
別表	定員等の詳細	11

千葉県生涯大学校管理運営業務仕様書

第1 基本事項

1 趣旨

千葉県生涯大学校（以下「大学校」という。）の指定管理者が行う業務の内容の範囲等は、千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和53年千葉県条例第39号。令和5年3月17日一部改正（以下、「条例」という。）、千葉県生涯大学校管理規則（昭和53年千葉県規則第88号。令和5年3月17日一部改正（以下、「規則」という。）、第3次千葉県生涯大学校マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）によるほか、この仕様書による。

2 施設設置の目的

大学校は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的とする。

3 施設の概要

(1) 名称及び所在地

ア	千葉県生涯大学校事務局・千葉県生涯大学校京葉学園	千葉市中央区仁戸名町666-2
イ	千葉県生涯大学校東葛飾学園本校舎	流山市美原1-158-2
	浅間台教室	松戸市上矢切299-1 (松戸市総合福祉会館内)
	浅間台教室(園芸コース)	松戸市中矢切492
ウ	千葉県生涯大学校東総学園本校舎	銚子市台町2203
	園芸コース教室	神崎町神崎神宿54
エ	千葉県生涯大学校外房学園本校舎	茂原市本小轡319-1
	園芸コース教室	勝浦市串浜1836-1
オ	千葉県生涯大学校南房学園本校舎	館山市北条838
	園芸コース教室	木更津市潮見2-13-1
	陶芸コース教室	館山市湊403-2

(2) 定員等 (1 学年当たり)

※詳細は別表を参照のこと

(単位：名)

学園	健康・生活学部〈2年制〉					地域活動専攻科 〈1年制〉	計
	地域ささえあい コース	千葉ふるさとづくり コース	ふるさとささえあい コース	園芸まちづくり コース	陶芸ボランティア コース		
京葉学園	140	70	—	90	50	50	400
東葛飾学園	100	100	—	—	55	50	305
東葛飾学園 浅間台教室	100	—	—	140	—	—	240
東総学園	—	—	70	35	25	—	130
外房学園	—	—	100	50	25	—	175
南房学園	—	—	50	35	25	—	110
計	340	170	220	350	180	100	1,360

第2 指定管理者の業務の範囲

1 大学校における授業に関する業務

(1) 指定管理者は、健康・生活学部及び地域活動専攻科の学習計画及び学習予定表を策定し、事前に千葉県の承認を得ること。なお、健康・生活学部の学習計画及び学習予定表はコースごとに作成すること。

また、各学部・学科ごとの学習計画作成に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

《健康・生活学部：各コース共通事項》 ※全コースにおいて、1単位2時間とする。

①基礎科目の設置

地域活動や健康づくりなど、全学生が学ぶ共通の基礎科目を設けること。

なお、基礎科目の項目、学習内容、具体例及び単位数の目安は次のとおりである。

【全50単位程度】

項目 (テーマ)	主な学習内容	具体的イメージ	単位数の目安 (2年間)
地域活動につながる内容	地域活動・ボランティア、防災対策、防犯・交通安全対策、福祉の基礎、レクリエーション活動、地域活性化施策 など	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域課題と地域活動の取組みを知る ボランティアの実践 熱中症対策 手話入門 防災・防犯対策 高齢者を狙った詐欺 交通安全（高齢者の交通事故防止） 救急法基礎講座（AEDの使い方など） 介護保険制度と地域包括支援センターについて知る 認知症サポーター養成講座 音楽に親しむ 	20単位程度 (1年:10単位)
健康で自分らしい生活につながる内容	健康づくり（運動、食生活）、ICTの基礎、住まいと家事 など	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に通じる体操やグランドゴルフなどのスポーツ実習 食生活を通じた健康づくり（講義・調理実習） 家事を通じた健康づくり パソコンやスマートフォンの使い方（実技） SNSや遠隔ツール等（Zoom・生成AI）の活用など（講義・実技） 情報リテラシー／サイバーセキュリティー 高齢者の住まいづくり 	22単位程度 (1年:11単位)
千葉県について知るための内容	県の施策（主要施策、高齢者施策等）、県の郷土史、文化 など	<ul style="list-style-type: none"> 県の施策（主要施策、高齢者施策等） 県の郷土史、文化 ちば文化資産に触れる 	8単位程度 (1年:4単位)

②卒業後の地域活動につながるよう、グループで学べる実習・演習・体験の時間を、校外での実施も含めてできるだけ多く設けることとし、地域の実情に応じ必要とされる実践力を養えるよう、学習内容を充実させること。

③授業内容についての留意点

全ての学生に対して次の点を特に踏まえた授業内容とすること。

- a) 高齢者の興味、関心を引き、意欲をもって取り組める魅力的な学習内容とすること。
- b) 幅広い年代に対応し、学生ニーズや社会情勢、地域の課題などの地域の実情を踏まえた学習内容とすること。
- c) 地域活動に役立つ実践的な学習や資格取得につながる講座を取り入れること。
- d) 広く地域の担い手育成に精通した講師を選定すること。
- e) 健康の保持増進に役立つ講座を取り入れること。
- f) 学習目的を明確にするとともに、目的に沿った体系的なカリキュラムとすること。
- g) 世代間の交流の促進や市町村、社会福祉協議会、商工会議所、自治会、老人クラブなど地域との連携を活かした学習内容とすること。
- h) 県内大学等教育研究機関と連携するとともに、連携の具体的内容を記載すること。

《健康・生活学部：地域ささえあいコース》

①高齢者の生活支援、子ども、子育て支援、地域福祉、防災、防犯などの地域課題を広くとらえ、課題解決の方法を探るとともに、地域でのささえあい活動に資する人材の育成につながる学習内容とする。なお、主な学習内容、具体例、卒業後の活動事例は次のとおりである。

【49単位程度／1年】

主な学習内容	具体的イメージ	卒業後の活動事例
地域福祉分野 (高齢者の生活支援、子ども・子育て支援、防災・防犯活動 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と高齢化について ・趣味を生かしたサロン(居場所・社交の場)づくり ・老人クラブの活動について知る ・介護事業者による在宅介護の現状について ・メンタルヘルスについて学ぶ ・高齢者を虐待、セルフネグレクト、孤立死から救うために ・地域で孤立した高齢者の虐待を見つけたら ・地域の支えあいネットワークについて知る ・子ども食堂ボランティア ・子どもたちへ教えてみよう ・放課後児童クラブの活動について ・傾聴・手話、視覚障害者のガイドヘルプ ・NPO、社協、自治会、民生委員の活動を知る ・ボランティア実習 ・家庭でできる安心・快適介護術(古武術介護など) ・施設における介護のお手伝い ・ハザードマップを学んで自分の危険な地域を知る ・多様な視点からの避難所運営について学ぶ ・地域の防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場や、将棋や調理等趣味を生かした居場所づくり、地域で高齢者が集まる場の運営、支援 ・高齢者や障害者の福祉施設でのボランティアや介護助手 ・一人暮らし高齢者の見守りや生活支援 ・放課後児童クラブなどで子どもたちへ懐かしの遊びを教える ・放課後児童クラブ、こども食堂の運営や支援、登下校の見守り等 ・災害時の避難所運営ボランティア

②卒業後の地域活動につながるよう、グループで学べる実習・演習・体験の時間を、校外での実施も含めてできるだけ多く(年20単位程度)設けることとし、地域の実情に応じ必要と

される実践力を養えるよう、学習内容を充実させること。

《健康・生活学部：千葉ふるさとづくりコース》

①ふるさと千葉の魅力や文化を次世代に継承していくなど、地域の活性化に資する人材の育成につながる学習内容とする。なお、主な学習内容、具体例、卒業後の活動事例は次のとおりである。

【49単位程度／1年】

主な学習内容	具体的イメージ	卒業後の活動事例
観光・歴史・自然環境保全等の分野（歴史・文化・文化財の伝承、地域の観光資源の活用、自然環境の保全、地域活性化策 など）	<ul style="list-style-type: none"> 郷土史／千葉県の歴史について 地域の伝統行事について 県内の史跡等に触れる 文化財保護の取組を知る 伝統工芸品作成体験 地域の伝統料理づくり 地域の観光資源を知り、魅力を伝える 地域資源を活用した観光のまちづくり 地域ブランドについて 自然環境の保全の取組み事例紹介 集客ソーシャルメディア活用法 ボランティアセンターの活動を知る 観光等のボランティア活動について 観光等のボランティア体験 接遇、マナー（外国人）、クレーム対応 外国の文化とコミュニケーションについて 翻訳アプリの使い方／おもてなしの英語表現 	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化の伝承（伝統行事への参加） 観光ボランティア、文化財保護のボランティア、 自然環境保全や里山保全活動などボランティア 等

②卒業後の地域活動につながるよう、グループで学べる実習・演習・体験の時間を、校外での実施も含めてできるだけ多く（年20単位程度）設けることとし、地域の実情に応じ必要とされる実践力を養えるよう、学習内容を充実させること。

《健康・生活学部：ふるさとささえあいコース》

「地域ささえあいコース」（1/3から1/2程度とする）と「千葉ふるさとづくりコース」の両方の内容を兼ね備えたコースとし、双方の割合は地域の実情に応じた学習内容とする。また、校内における演習及び校外における実習についても、両コースに準じて実施すること。

《健康・生活学部：園芸まちづくりコース》

①街路樹や施設、公園の花壇管理といった街の景観整備や、地域の高齢者宅の庭木の剪定など、園芸の技術を生かしたまちづくり、地域づくりを行う人材の育成につながる学習内容とする。なお、主な学習内容、具体例、卒業後の活動事例は次のとおりである。

【49単位程度／1年】

主な学習内容	具体的イメージ	卒業後の活動事例
園芸に関する知識・技術と、これを活かしたまちづくり等	<ul style="list-style-type: none"> 園芸の基礎知識（作業用具・植物特性・土壌と肥料・病虫害と防除技術・自然保護活動） 園芸技術の基礎（野菜・花卉・果実・庭木・伝統園芸） 園芸技術の応用 公園、施設等における除草、植替え、栽培管理 	<ul style="list-style-type: none"> 公園や道路の環境美化活動 公共施設等の花壇整備、庭木の剪定 農業（農福連携）ポ

	・公園、施設等における花壇づくり（デザイン、造成等） ・農福連携について	ランティア
--	---	-------

②卒業後の地域活動につながるよう、グループで学べる実習・演習の時間をできるだけ多く設けることとし、特に2年次には社会福祉施設や市町村等と連携し、街路樹や施設、公園における花壇整備や高齢者宅等の庭木剪定などの校外における実践体験を10単位以上設けること

《健康・生活学部：陶芸ボランティアコース》

①福祉施設の入所者等や地域の子どもたちを対象にした陶芸体験教室、作品のチャリティ販売、ユニバーサルデザインを取り入れた作品の制作など陶芸の技術を活かしながら地域活動・ボランティア活動を行う人材の育成につながる学習内容とする。なお、主な学習内容、具体例、卒業後の活動事例は次のとおりである。

【49単位程度／1年】

主な学習内容	具体的イメージ	卒業後の活動事例
陶芸に関する知識・技術と、これを活かしたボランティア活動等	・陶芸の基礎知識・技術（陶磁器の歴史・種類・原料、粘土の使い方、釉薬の使い方と種類等、楽茶碗の制作、ひもづみによる花器、ロクロによる鉢の成形等） ・陶芸に関する実習（土練・成形・絵付け・釉がけ・窯詰め・焼成等） ・地域と連携した陶芸体験教室 ・ユニバーサルデザインについて	・様々な施設への陶芸出張ボランティア ・異世代地域交流（親子陶芸教室など） ・ユニバーサルデザインの食器制作

②卒業後の地域活動につながるよう、グループで学べる実習・演習の時間をできるだけ多く設けることとし、特に2年次には地域の施設や学校等と連携し、陶芸体験教室などの校外における実践体験を10単位以上設けること

《地域活動専攻科》

「地域活動をマネジメントできるリーダーの育成」を学習の柱に位置付け、リーダー育成に資する演習やNPO法人等での実践活動の時間を多く（以下を目安）設けることとし、卒業後の即戦力となるよう学習内容を充実させること。

○校内における演習の割合 41単位程度

○校外における実習の割合 23単位程度

(2) 指定管理者は、学習計画及び学習予定表（講義名・講師名、講義の内容を含む）に基づき、適正な授業を遂行すること。

2 大学校における学生の管理に関する業務

(1) 大学校への入学の手続（入学の許可を除く。）に関する業務

ア 大学校に入学できる者は、条例第7条で規定する者とする。

イ 指定管理者は、募集の時期及び入学案内（入学願書を含む。）について、事前に千葉県の承認を得ること。また、入学案内を作成・配布して学生の募集を行い、利用者の確保に努めること。

ウ 指定管理者は、入学願書の提出があった場合は、その者の入学資格を確認し、抽選の方法により、入学を許可すべき者の名簿を作成して千葉県に提出し、千葉県から入学の

許可を得た者に対し入学許可通知書を通知すること。

エ 指定管理者は、規則5条ただし書きの規定による許可すべき者の取扱いについて、千葉県が関係機関へ推薦依頼したものを取りまとめて千葉県に提出すること。

(2) 大学校の課程または学部等修了に関する業務

指定管理者は、各学部等の修了予定者について名簿を作成し、千葉県に提出すること。また、千葉県から修了を認定された者の卒業証書及び修了証書を次表のとおり作成すること。

課程及び学部等	卒業証書	修了証書
健康・生活学部	○	—
地域活動専攻科	—	○

3 利用料金の収受に関する業務

(1) 利用料金の徴収

指定管理者は、条例第10条で規定する利用料金及びその他の収入（管理運営費に係る雑収入）を自らの収入として徴収する。

(2) 利用料金の徴収の時期等

指定管理者は、条例第11条の規定により利用料金の支払いの時期を定め、学生に周知すること。また、利用料金の徴収方法についても同様とする。

(3) 利用料金の免除

指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除しようとするときは、条例第12条の規定に基づき免除する。

免除に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(4) 利用料金の返還

指定管理者は、学年の中途において退学する者に対し条例別表の備考により授業料の額を算定し、徴収済の額との差額を返還する。

4 その他大学校の設置目的を達成するため知事が必要と認める業務

(1) 指定管理者は、卒業生を組織化し、卒業生は誰でも加入できるような仕組みを設けること。なお、その推進に当たってはあらかじめ千葉県に計画書を提出し、承認を得ること。また、卒業生の取り組み事例等把握すること。

(2) 指定管理者は、全ての学園に地域活動の参加を支援するコーディネーターを配置すること。

(3) 大学校の管理運営に支障のない範囲において、文化教養活動、スポーツ・レクリエーション、その他生涯学習を目的として地域の高齢者等に対し、利用の機会の提供に努めること。

5 施設の管理に関する業務

(1) 施設の保守管理業務

- ア 指定管理者は、施設を適切に管理するために、日常的に点検を行い、美観を維持すること。
- イ 指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保安に努めるとともに、建築物等の不都合（軽微な場合を除く。）を発見した際には、応急措置を講じるとともに速やかに千葉県に連絡すること。
- ウ 大学校の管理業務を実施するに当たって取り扱う個人情報について、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 自家用電気工作物の維持管理業務

- ア 指定管理者は、自家用電気工作物について、維持管理の主体であって、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項の義務を果たすこと。
- イ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任するものの意見を尊重すること。
- ウ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任するものがその保安のためにする指示に従うこと。
- エ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(3) 施設機器の保守管理業務

- ア 指定管理者は、必要に応じ、施設機器の法定点検及び初期性能・機器保守のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。
- イ 設備機器の保守点検業務に要する経費は、指定管理者の負担とする。

(4) 設備機器の運転動作及び監視業務

指定管理者は、設備機器の適正な運用を図るために行う監視業務及びこれに関連する電力、ガス等の需給状況を把握すること。また、適切な運転記録をとり、環境に配慮した適正な運転を行うとともに光熱水費等の削減に努めること。

(5) 備品管理業務

- ア 指定管理者は、善良な管理者の注意をもって大学校備付けの備品の維持管理を行うものとし、その費用は指定管理者の負担とする。
- イ 大学校備え付けの備品の更新並びに大学校の管理運営上新たに必要な備品の調達及び更新については、原則として、千葉県が行うものとし、その費用についても千葉県の負担とする。
- ウ 大学校の管理業務が終了したときは、指定管理者は、速やかに備品を千葉県又は千葉県の指定するものに引き継ぐものとする。

(6) 清掃業務

指定管理者は、良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて、適切に設定すること。

イ 定期清掃

日常清掃では実施しにくい清掃等を確実にを行うため、指定管理者が施設の利用頻度等に応じた定期清掃を行うこと。

(7) 保安警備業務

ア 指定管理者は、大学校の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を行うこと。

イ 指定管理者は、法令の規定に基づき防火管理者等を設置すること。

(8) 施設等整備不備による損害賠償

ア 施設及び設備の維持管理の不備により利用者に損害を与えた場合は、原則として指定管理者において賠償すること。

イ 施設及び設備の維持管理の不備により利用者に対して正常な機能を提供できなかった場合の損害についても、指定管理者において賠償すること。

(9) その他

ア 指定管理者は、施設及び設備の維持管理業務実施状況を記録した業務日誌を作成・保管し、千葉県求めがあったときには提出すること。

イ その他、施設及び設備の維持管理に必要な業務を適正に実施すること。

6 その他の業務

(1) 事業計画書等の作成

指定管理者は、8月末日までに指定管理時の事業計画書に沿った翌年度の学習計画を、また、2月末日までに翌年度の事業計画書（下記アからオ）を作成し、事前に千葉県の承認を得なければならない。

ア 大学校の学習計画書

イ 大学校の管理運営体制

ウ 大学校の管理業務の概要

エ 大学校の管理業務の実施に要する経費の収支予算

オ その他千葉県が必要と認める事項

(2) 事業報告書の作成

指定管理者は、事業年度終了後2月以内に、大学校の管理運営業務に係る事業報告書を作成し千葉県に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりとする。

ア 大学校の学習実績の内容

イ 大学校の管理業務の実施状況

ウ 利用料金の収入の実績

エ 大学校の管理業務の実施に要した費用の収支決算

オ その他千葉県が必要と認める事項

(3) 月次報告書の作成

指定管理者は、毎月、学習の実施状況、利用者数の状況等を記載した月次報告書を作成し、翌月10日までに千葉県に報告すること。月次報告の主な内容は次のとおりとする。

ア 在学生の人数

イ 学習の実施状況

ウ 施設開放利用状況

エ その他実施した事業の内容及び実績

オ 卒業生団体の活動記録

カ 施設の管理状況（事故事件の状況、施設・設備点検状況、安全対策に係る修繕等）の実施状況

(4) その他の事業報告

その他、管理運営業務の実施状況を把握するために必要な事項について、千葉県求めに応じて随時報告を行うこと。

(5) その他の施設の利用

指定管理者は、第2の1に規定する授業以外の業務を施設において行おうとする場合は、事前に千葉県と協議し、その承認を得なければならない。

ただし、マスタープランに記載するコーディネーター業務、学生が主体となって行うクラブ（サークル）活動、地域の高齢者等が文化教養活動、スポーツ・レクリエーション、その他生涯学習を目的として利用する場合には必要としない。

(6) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成するとともに、防災に関する必要な訓練を計画的に行うものとする。

イ 利用者の急な病気、けが等、緊急時には的確な対応を行うこと。

指定管理者は、施設の管理運営において事故が発生した場合は、応急処置を講じるとともに速やかに千葉県に報告するものとする。

ウ 上記のほか、事故の発生や県民から苦情等についても、速やかに県に報告すること。

(7) 保険への加入

指定管理者は、施設運営に当たり、利用者に損害が生じた場合の損害賠償を担保するため、損害保険に必ず加入するものとする。

(8) 利用者等のニーズの把握

指定管理者は、学習内容や学園生活をはじめとした利用者のニーズの把握に努め、利用者等の意見や要望を把握し、利用者のサービスの向上に努めるものとする。

(9) 入学定員の確保

定員に達していない学園・学部等においては、入学案内等について視覚に訴えるなど効果的な広報に努めるとともに、定員充足率の特に低い学園・学部等については、目標を定め、重点的な対策を講じるなど、施設が最大限活用されるよう利用者の確保に努めること。

(10) 生涯大学校の運営に当たって、県・生涯大学校の事務局や各学園・学生等との意見交換の場を設ける。

(11) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定する期間の満了又は取消し等により業務の全部若しくは一部を終了するときは、引継書を作成し、千葉県又は千葉県が指定した者に対して、必要なデータ等を遅滞なく提供するなど、円滑に大学校の業務の引継ぎを行うこと。

別記

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の重要性を認識し、指定管理者の業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第2条 乙は、指定管理者の業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(委託の禁止)

第3条 乙は、指定管理者の業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第4条 乙は、指定管理者の業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(業務従事者への周知及び監督)

第5条 乙は、指定管理者の業務に従事している者（以下、「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は指定管理者の業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

2 乙は、指定管理者の業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第6条 甲は、乙の指定管理者の業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の取扱いの態様について、当該個人情報の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し、実地に調査し、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第7条 乙は指定管理者の指定に当たって千葉県知事が附した条件のうち個人情報の適正な取扱いに関するものに違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

定員等の詳細

別表

学園	(令和5年度入学：2年生) ※陶芸コースが1年制のため、 令和6年度に限り陶芸2年生はいない。			(令和6年度以降入学) 地域活動専攻科のみ1年制		
	学部	コース	定員	学部	コース	定員
京葉学園	健康・生活学部	健康福祉A	210	健康・生活学部	地域ささえあいコース	140
		健康福祉B			千葉ふるさとづくりコース	70
		社会生活			園芸まちづくりコース	90
	造形学部	園芸まちづくりコースA	90		陶芸ボランティアコース	50
		園芸まちづくりコースB				
	陶芸コースA					
	陶芸コースB					
	地域活動専攻科		50	地域活動専攻科		50
東葛飾学園 (本校舎)	健康・生活学部	健康福祉	200	健康・生活学部	地域ささえあいコース	100
		社会生活			千葉ふるさとづくりコース	100
		陶芸コースA			陶芸ボランティアコース	55
		陶芸コースB				
	地域活動専攻科		50	地域活動専攻科		50
東葛飾 (浅間舎)	健康・生活学部		100	健康・生活学部	地域ささえあいコース	100
	造形学部	園芸まちづくりコースA	140		園芸まちづくりコース	140
		園芸まちづくりコースB				
園芸まちづくりコースC						
東総学園	健康・生活学部		70	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	70
	造形学部	園芸まちづくりコース	35		園芸まちづくりコース	35
		陶芸コース			陶芸ボランティアコース	25
外房学園	健康・生活学部		100	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	100
	造形学部	園芸まちづくりコース	50		園芸まちづくりコース	50
		陶芸コース			陶芸ボランティアコース	25
南房学園	健康・生活学部		50	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	50
	造形学部	園芸まちづくりコース	35		園芸まちづくりコース	35
		陶芸コース			陶芸ボランティアコース	25

総定員 2,440 名

総定員 2,620 名